

# 請願の 審査結果

この定例会では、請願6件の審査を行い、その結果、1件は不採択、5件は閉会中の継続審査となりました。

## ◎不採択となった請願

付託委員会	受理番号	件名
総務委員会	第26号	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の政府への送付を求める請願

## ◎閉会中の継続審査となった請願

付託委員会	受理番号	件名
総務委員会	第25号	小規模契約希望者登録制度の改善を求める請願
	第27号	中国人強制連行・強制労働に対する救済施策を求める請願
	第28号	中国の平頂山事件被害者への謝罪を求める請願
建設委員会	第29号	住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願
教育民生委員会	第30号	医師・看護・介護職員の人材確保、地域医療・介護の確立に向けた意見書採択の請願

【議会の議員の選挙権を有するもの】

塩崎泰雄氏

新井達夫  
西牧秀乘  
荒木恵司

【議会の議員】

◆群馬県後期高齢者医療広域連合議会議員  
幾井俊雄

◆桐生地域医療事務組合議会議員

福田光雄  
中田米蔵  
周藤雅彦  
寺口正宣

議会選出の各種委員などについて、推薦依頼に基づき次のとおり選出しました。

# 各種委員の選出

◆農業委員会選任委員

# 一般会計予算の補正

## ◎平成21年度桐生市一般会計補正予算（第4号）

### 可決

#### 概要

歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ3,417万5,000円を増額補正して、予算総額を451億4,368万1,000円とするもの。

#### 歳出予算の主な補正内容

- 総務費企画費  
本町一・二丁目地区周辺環境整備事業  
99万4,000円の増額  
※伝建まちなか交流館の設置に伴うもの
- 民生費高齢者福祉総務費  
地域密着型サービス施設整備事業  
2,302万2,000円の増額
- 議会費議員費  
議員報酬など 2,140万8,000円の減額  
※報酬月額10%削減によるもの
- 職員人件費  
職員手当など 4,364万5,000円の減額  
※管理職手当及び期末手当削減によるもの



(伝建まちなか交流館)

## ◎平成21年度桐生市一般会計補正予算（第5号）

### 可決

#### 概要

歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ7,850万円を増額補正して、予算総額を452億2,218万1,000円とするもの。

#### 歳出予算の補正内容

- 総務費総務管理費諸費  
過年度市税等還付金 7,850万円の増額

# 人事

# 案件

市議会は、次の人事案件に、同意しました。

### 監査委員

佐藤光好  
(新任)

# 地方分権・地方自治調査特別委員会を設置

この定例会では、議員の不適切な学校施設使用等の問題調査特別委員会及び入札等調査特別委員会の最終報告が行われ、承認されるとともに、他の2つの特別委員会の中間報告が行われました。

また、地方分権・地方自治調査特別委員会の設置に関する決議案が議員より提出され、賛成多数で可決し、同特別委員会が設置されました。

3つの特別委員会の新しい構成は、次のとおりとなりました。

水質調査特別委員会	
◎調査事項	
1	渡良瀬川及び桐生川並びに市域内河川の環境・水質保全について
2	山元(古河)対策について
◎委員構成	
委員長	河原井 始
副委員長	佐藤 幸雄
委員	津布久 博人
	井田 泰彦
	坂田 和平
	西牧 秀乗
	岡部 純朗
	岡部 信一郎

交通対策調査特別委員会	
◎調査事項	
1	幹線道路の整備について
2	公共交通の確保について
◎委員構成	
委員長	周 東 照 二
副委員長	笹 井 重 俊
委員	新 井 達 夫
	田 島 忠 一
	星 野 定 利
	石 井 秀 子
	小野田 淳 二
	幾 井 俊 雄
	細 谷 昌 弘
	園 田 恵 三

地方分権・地方自治調査特別委員会	
◎調査事項	
1	地方分権及び地方自治について
◎委員構成	
委員長	寺 口 正 宣
副委員長	福 島 賢 一
委員	福 田 光 雄
	中 田 米 蔵
	森 山 享 大
	相 沢 崇 文
	周 藤 雅 彦
	関 根 幸 夫
	荒 木 恵 司
	佐 藤 光 好
	小 滝 芳 江

## 議員の不適切な学校施設使用等の問題調査特別委員会

最終報告  
(要旨)

本特別委員会は、議員の不適切な学校施設使用の条例違反疑惑及び申請団体並びに行事内容等関連する一連の問題について調査をするため、平成二十年十二月十五日に設置をされ、同日に第一回の委員会を開催以來、これまで七か月間にわたり十八回の委員会を開催し、調査を行ってきました。調査においては、教育委員会職員に対して出席を求め、本件に係わる状況及び事情説明を求めたほか、本件に関して学校施設使用を目撃した証人の証言を求め証人尋問を行い、さらに証人尋問から得た市民を参考人として、事実確認のための訪問調査を行いました。教育委員会は、条例違反である本件の問題について陳謝しましたが、疑惑が持たれる議員に対し、その説明を求めたところ、協力を得られませんでした。調査の目的である本件の事実解明と再発防止のため、本特別委員会は、関係人である

議員、西牧秀乗氏に学校施設使用許可書の提出請求及び証人尋問の出頭請求を行ったところ、正当な理由なく応じなかったため、地方自治法に則り、告発すべきものと認定するに至ったことについては、残念な結果でありました。平成二十一年六月二十四日の本特別委員会において、最終報告について、及び調査の終了を全会一致で了承しました。

**記録の不提出及び証人尋問の出頭に対する告発について**

議員の不適切な学校施設使用等の問題調査特別委員会における調査の関係人である西牧秀乗氏が正当の理由なく、記録の提出及び証人尋問への出頭を行わなかったことに対して、同委員会の委員長から告発申出書が提出され、同氏を告発することを賛成多数で可決しました。